

# 熊本県公報

第 1 1 6 9 4 号  
平成 20 年 5 月 16 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

|                                       |                |
|---------------------------------------|----------------|
| <b>告 示</b>                            |                |
| ○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………            | (団体支援総室) 1     |
| ○道路の供用開始……………                         | (道路保全課) 1      |
| ○ "……………                              | ( " ) 2        |
| ○平成 20 年度保育士登録事務業務及び手数料徴収事務の委託契約…………… | (少子化対策課) 2     |
| ○児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定……………          | (障害者支援総室) 2    |
| ○指定障害福祉サービス事業者に係る指導事項の変更……………         | ( " ) 2        |
| ○精神保健福祉法に基づく特定病院の認定……………              | ( " ) 3        |
| ○指定居宅介護支援事業所の指定……………                  | (高齢者支援総室) 3    |
| <b>公 告</b>                            |                |
| ○平成 20 年度技術・技能者育成事業……………              | (産業人材育成室) 3    |
| ○土地改良区の定款変更認可……………                    | (農村計画・技術管理課) 4 |
| ○ "……………                              | ( " ) 4        |
| ○平成 20 年度第 1 回登録販売者試験の実施……………         | (薬務衛生課) 4      |
| ○肥料登録有効期間更新……………                      | (農業技術課) 6      |
| ○電子計算機等の賃貸借……………                      | (情報企画課) 6      |

## 告 示

### 熊本県告示第 491 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称  
芦北加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
芦北郡芦北町計石 467 八里 政夫  
芦北郡芦北町計石 507 平山 国治  
芦北郡芦北町女島 503 河上 洋
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合  
芦北漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成 20 年 5 月 16 日から平成 20 年 5 月 30 日まで
- 5 縦覧場所  
芦北漁業協同組合

### 熊本県告示第 492 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 5 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|-------|-----|-----------|--------------|----|
|       |     |           |              |    |

|      |       |   |      |     |
|------|-------|---|------|-----|
| 一般県道 | 横野矢部線 | 上益城郡山都町葛原字田ノ平<br>782 番 1 地先から<br>同所<br>677 番 1 地先まで | 24.2 | 単道改 |
|------|-------|---|------|-----|

2 供用を開始する期日 平成 20 年 5 月 16 日

#### 熊本県告示第 493 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 5 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用を開始する区間   | 延長<br>(メートル) | 備考   |
|-------|-------|---|--------------|------|
| 一般国道  | 267 号 | 人吉市西間上町字永野<br>2345 番 2 地先から<br>同市蓑野町字中棚<br>137 番 1 地先まで | 200.0        | 交安統合 |

2 供用を開始する期日 平成 20 年 5 月 16 日

#### 熊本県告示第 494 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり手数料徴収事務を委託することとしたので、告示する。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 委託の内容

熊本県手数料条例第 2 条第 1 項第 110 号の 2 に規定する保育士登録申請手数料、同項第 110 号の 3 に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第 110 号の 4 に規定する保育士登録証再交付手数料

2 委託の相手方

社会福祉法人日本保育協会 東京都渋谷区神宮前五丁目 53 番 1 号

3 委託する日

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

#### 熊本県告示第 495 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定により指定知的障害児施設等を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 指定知的障害児施設等の名称及び所在地               | 指定知的障害児施設等の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名      | 指定年月日           | 事業所番号      | 指定知的障害児施設等の種類 |
|----------------------------------|---|-----------------|------------|---------------|
| 大津町若草児童学園<br>菊池郡大津町大字大津 214 番地 1 | 社会福祉法人 秋桜会<br>菊池郡大津町大字室 1818 番地 1<br>竹永憲治 | 平成 20 年 4 月 1 日 | 4352200028 | 知的障害児施設       |

#### 熊本県告示第 496 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類                    | 変更があった事項 | 変更前の内容      | 変更後の内容             | 変更年月日           |
|---|----------|-------------|--------------------|-----------------|
| 社会福祉法人恵春会<br>くまむた荘デイサービスセンター春秋館<br>生活介護 | 事業所の名称   | 宇城障害者通所センター | くまむた荘デイサービスセンター春秋館 | 平成 20 年 4 月 1 日 |

**熊本県告示第 497 号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 22 条の 4 第 4 項及び第 33 条第 4 項の規定に基づく特定病院として、次のとおり認定した。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 経営種別 | 病院名   | 管理者名  | 所在地           | 認定期間                                    |
|------|-------|-------|---------------|---|
| 医療法人 | 菊陽病院  | 和田 冬樹 | 菊池郡菊陽町原水 5587 | 平成 20 年 4 月 1 日から<br>平成 23 年 3 月 31 日まで |
| 医療法人 | 城ヶ崎病院 | 緒方 明  | 玉名市伊倉北方 265   | 平成 20 年 5 月 8 日から<br>平成 21 年 7 月 31 日まで |

**熊本県告示第 498 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び事業所の所在地                      | 事業者名                 | 指定年月日           |
|--------------------------------------|----------------------|-----------------|
| 指定居宅介護支援事業所パートナー<br>八代市松江本町 2 番 50 号 | 有限会社社園交通サポート<br>サービス | 平成 20 年 6 月 1 日 |

**公 告****熊本県公告第 357 号**

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 業務概要

## (1) 業務名

技術・技能者育成事業

## (2) 業務内容

ア 自動車関連業種への求職者に対する短期講座の開催

(ア) 講座の内容：製造業において使用される機械の基本的な操作方法、就職基礎能力、及び IT 演習等

(イ) 講座の期間及び回数：15 日間×4 回

(ウ) 講座の実施場所：熊本市及び近郊

(エ) 講座の定員：60 名（1 回当たり 15 名）

イ 募集及び就職支援

(ア) 受講生については、受託業者が効果的な方策を講じ、定員の確保と就職先確保に努める。

(イ) 講座終了後、就職に向けて支援し、就職者数の把握を行う。

## (3) 企画コンペ参加者の要件

県内の民間教育機関及び地場企業等

## (4) 提案書の提出について

ア 締切日：平成 20 年 6 月 2 日（月）17：00 まで

イ 提出先：労働雇用総室産業人材育成室

ウ 採用：カリキュラム内容や事業所の就職支援体制等を審査のうえ、受託先を決定する。

エ その他

説明会に参加できない事業所は、提出書類等について説明するので、下記の問い合わせ先まで連絡のこと。

## 2 事業説明会

- (1) 説明会日時：平成 20 年 5 月 23 日（金）10：30～  
 (2) 実施場所：県庁本館 13 階 1301 会議室（熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号）  
 (3) 説明会への参加について  
 説明会への参加を希望する事業所は、事前に下記の問い合わせ先まで連絡のこと。

## 3 問い合わせ先

〒 862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号  
 熊本県商工観光労働部労働雇用総室  
 産業人材育成室公共訓練班 担当者：鳥飼（トリカイ）、坂本（サカモト）  
 TEL 096-333-2344 FAX 096-381-6970

## 熊本県公告第 358 号

上天草市に事務所を置く教良木土地改良区理事長稲津俊徳から平成 19 年 3 月 19 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 5 月 8 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県公告第 359 号

天草郡苓北町に事務所を置く苓北町土地改良区理事長田中文彦から平成 19 年 3 月 16 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 5 月 8 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県公告第 360 号

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 4 第 1 項に規定する登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 試験

- (1) 日時 平成 20 年 8 月 24 日（日） 午前 10 時から午後 3 時 30 分まで  
 なお、台風等の影響で試験を実施できない場合は、平成 20 年 8 月 31 日（日）に延期する。

| 試験時間                     | 試験項目  |
|--------------------------|---|
| 午前 10 時から 12 時まで         | 医薬品に共通する特性と基本的な知識<br>人体の働きと医薬品<br>医薬品の適正使用・安全対策 |
| 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで | 主な医薬品とその作用<br>薬事関連法規・制度                         |

- (2) 場所 国立大学法人熊本大学（工学部 2 号館） 熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号

## (3) 試験実施方法

試験は、以下の項目について筆記試験を行う。

| 試験項目              | 問題数  |
|-------------------|------|
| 医薬品に共通する特性と基本的な知識 | 20 問 |
| 人体の働きと医薬品         | 20 問 |
| 医薬品の適正使用・安全対策     | 20 問 |
| 主な医薬品とその作用        | 40 問 |
| 薬事関連法規・制度         | 20 問 |

## 2 受験手続等

## (1) 受験願書の請求

受験願書は、熊本県健康福祉部薬務衛生課及び県下の各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布する。

なお、郵便により受験願書を請求する場合は、「登録販売者試験受験願書請求」と朱書きし、裏面には請求者の住所、氏名を記入し、120 円分の郵便切手を同封のうえ請求することとする。

## (2) 申請受付期間

平成 20 年 6 月 16 日（月）から平成 20 年 7 月 4 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

ただし、郵送による場合は、平成 20 年 6 月 16 日（月）から平成 20 年 7 月 4 日

- (金) までの間の消印があるものを有効とする。
- (3) 提出先  
 ア 熊本県内に居住若しくは勤務する者  
 最寄りの各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。）、熊本市内にある場合は熊本県健康福祉部薬務衛生課  
 イ ア以外の者及び郵送で提出する者  
 熊本県健康福祉部薬務衛生課
- (4) 提出書類  
 提出書類は以下のとおりとする。また、受験資格及び受験資格を有することを証する書類は、「3 受験資格及び必要な書類」に掲げるとおりとする。  
 ア 登録販売者試験受験願書  
 イ 受験資格を有することを証する書類  
 ウ 写真  
 提出前6箇月以内に撮影したもので、縦5cm、横4.5cmの上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、受験願書に貼付すること。
- (5) 受験手数料  
 受験手数料として、13,000円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。
- (6) 郵送で提出する場合  
 やむを得ず、郵送で提出する場合は必ず書留とし、「登録販売者試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、以下のとおりとする。  
 ア 手数料を現金で納付する場合は、受験願書等に13,000円を同封し、現金書留で郵送すること。  
 イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、受験願書等に郵便為替（普通為替）13,000円分を同封し、書留で郵送すること。
- 3 受験資格及び必要な書類  
 次のいずれかに該当する者であることとし、必要な書類は各号に掲げるとおりとする。ただし、実務経験終了見込みの者については、実務経験見込証明書を提出し、受験日前日までに改めて実務経験証明書を提出すること。
- (1) 旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者  
 ・卒業証書の写し（原本を提示すること）又は卒業証明書  
 ※郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者  
 ・上記（1）に同じ
- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定する6年制課程の薬学部に限る。）を修めて卒業した者  
 ・上記（1）に同じ
- (4) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事した者  
 ・卒業証書の写し（原本を提示すること）又は卒業証明書  
 ※郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。  
 ・実務経験（見込）証明書
- (5) 薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に4年以上従事した者  
 ・実務経験（見込）証明書
- (6) 上記（1）から（5）に該当する者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり、上記（1）から（5）に該当する者と同等以上の知識経験を有すると熊本県知事が認めた者  
 ア 外国薬学校卒業業者等のうち、平成17年2月8日付け薬食発第0208001号医薬食品局長通知「外国薬学校卒業業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて」で示した薬剤師国家試験受験資格の認定基準と照らし合わせて、上記（1）から（3）に該当する者と同等であると認められる者  
 ・卒業証書等  
 イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に基づく高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事した者  
 ・認定試験合格書等  
 ・実務経験（見込）証明書
- 4 合格発表等  
 (1) 発表日時  
 平成20年9月24日（水）午前9時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び県下

の各地域振興局保健福祉環境部（保健所（熊本市の保健所を除く。））に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

合格者には、本人あて合格通知書を郵送するので、電話による可否の問い合わせには、一切応じないものとする。

(2) 得点に関する開示について

受験者本人から申し出があった場合に限り、その者の得点を開示する。

開示を希望する者は、合格発表後、受験票を持参のうえ、熊本県健康福祉部業務衛生課において開示請求を行うこと。

5 問い合わせ先

熊本県健康福祉部業務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111（内線 7166）

※九州各県では、試験日並びに試験問題を統一して試験を実施します。

熊本県公告第 361 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 登録番号             | 肥料の種類     | 肥料の名称         | 保証成分量 (%)                        | その他の規格              | 生産業者の氏名<br>又は名称及び住所             | 更新した<br>年月日        |
|------------------|-----------|---------------|----------------------------------|---------------------|---------------------------------|--------------------|
| 熊本県肥<br>第 1184 号 | 炭酸カルシウム肥料 | 10.0 粒状炭酸苦土石灰 | アルカリ分：<br>55.0<br>可溶性苦土：<br>10.0 | その他の制限事項は、公定規格のとおり。 | 安田石灰工業株式会社<br>熊本県八代市花園町 9 番地 14 | 平成 20 年<br>5 月 9 日 |
| 熊本県肥<br>第 1185 号 | 炭酸カルシウム肥料 | 18.0 粒状炭酸苦土石灰 | アルカリ分：<br>55.0<br>可溶性苦土：<br>18.0 | その他の制限事項は、公定規格のとおり。 | 安田石灰工業株式会社<br>熊本県八代市花園町 9 番地 14 | 平成 20 年<br>5 月 9 日 |

熊本県公告第 362 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成 20 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 特定役務の名称及び数量

FUJITSU GS21 400 モデル 10K/10J 電子計算機組織及びプログラム・プロダクト一式の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県地域振興部情報企画課

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

3 契約の相手方を決定した日

平成 20 年 3 月 22 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

5 契約金額

221,083,884 円（うち消費税及び地方消費税の額 10,527,804 円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第 10 条第 1 項第 2 号による。